

日本ボツリヌス治療学会ホームページ バナー広告規程

第1章（総則）

広告を掲載依頼する企業及び団体（以下甲という）と日本ボツリヌス治療学会（以下乙という）とは、本規程に基づき、お互い誠意ある関係をもつ。

第2章（規程の有効性）

甲は、掲載サイトを希望する際、本規程を承諾することを確認後、申し込むことができる。甲及び乙は、甲の掲載サイト申し込みがあった時点で、本規程が有効であることを確認する。

第3章（広告配信の拒否）

下記のような、掲載サイトとしてふさわしくないと乙が判断した場合、乙は広告掲載を承諾しないことがある。

1. 責任の所在が不明確なもの。
2. 社会秩序を乱すような表現、暴力・賭博関連、性的描写・不快感を与えるような恐れのあるもの。また、公序良俗に反するもの。
3. 著作権などの知的所有権を侵害しているもの。
4. 違法な内容を含むもの。
5. パスワード等により、一般に公開されていないもの。
6. 乙に不利益をもたらす恐れのあるもの。
7. その他、乙が広告掲載に不適切だと判断したもの。

第4章（バナー広告の改変）

甲は、乙の配布した広告表示用のHTMLコードを改変してはならない。但し、乙が別途改変許可を規定している時、あるいは、甲が乙に許可を得た時は、その限りでない。

第5章（バナー広告の掲載）

広告の掲載場所については乙が指定するものとする。

第6章（広告配信の停止と広告掲載料支払停止の権利）

甲が本規程及び条件に違反した場合、乙は、事前に通告することなく、広告配信の停止、並びに広告掲載料の支払いを拒否することができる。

第7章（免責事項）

乙は、乙のサービスに関して発生した甲の損害について、一切の賠償の責を負わない。

第8章（規程の変更）

乙は、甲の事前の承諾なしに、変更を行なうことができるものとする。変更後の規程も、甲と乙の間の一切の関係に適用されるものとする。

第9章（規程の有効期間）

本規程は、甲が乙の配信する広告を表示する限り、有効であるものとする。

第10章（登録内容の変更）

甲は、広告掲載サイトの登録内容に変更があった場合、直ちに変更内容を乙に連絡しなければならない。

第11章（準拠法）

本規程は、日本国の諸法令に準拠するものとする。

原稿規程

1. ファイル形式：JPG、PNG、GIF のいずれかを作成。

2. バナーサイズ：左右220pix×天地50pix

（上記無料で申し込むことのできる学術集会および上記以外のサイズをご希望の場合は、別途ご相談ください。）

3. ファイルサイズ：10KB（10,240 バイト）未満厳守

4. アンダーテキストは設定できません。

※掲載料：年単位料金 300,000 円／年

月単位料金 30,000 円／月

申し込み方法

・申込書に必要事項を記入の上、メールまたはFAXにてお申し込みください。

2020年8月10日 制定

申込先：日本ボツリヌス治療学会 行
E-mail : c-ishihara@tokushima-u.ac.jp
FAX : 088-634-6469

年 月 日

日本ボツリヌス治療学会ホームページ バナー広告申込書

御社社名又は団体名 :

住所 :

部署名 :

ご担当者名 :

TEL・FAX :

E-mail :

希望リンク先 :

掲載期間 : 月 日 より ケ月

【申込み先】

〒770-8503 徳島県徳島市蔵本町3丁目 18-15
藤井センター4階 408
徳島大学医歯薬学研究部 先端創薬臨床研究室内
TEL : 088-633-7943 (内線 7946) FAX : 088-634-6469
E-mail : c-ishihara@tokushima-u.ac.jp